

令和8年度 介護保険料段階

介護保険料の金額、段階設定、基準額については3年ごとに見直しが行われます。現在の基準額は、令和6年度～令和8年度に小郡市で必要と予想される介護サービス費用や高齢者数の推移予測を基に算出しています。

段 階	対 象 者		保 険 料 額		
	住民税課税状況		本人の課税年金収入額・合計所得金額など	年 額	月 額
第1段階	本人が 住民税 非課税 (※1)	世帯全員 が住民税 非課税	・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者の方 ・前年の課税年金収入額(※2)とその他の合 計所得金額(※4)の合計が82.65万円以 下の方	17,760円	1,480円
第2段階			前年の課税年金収入額とその他の合計所得金 額の合計が82.65万円を超え120万円以下 の方	30,240円	2,520円
第3段階			前年の課税年金収入額とその他の合計所得金 額の合計が120万円を超える方	42,720円	3,560円
第4段階		世帯に 住民税 課税の方 がいる	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計 が82.65万円以下の方	56,160円	4,680円
第5段階			前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計 が82.65万円を超える方	62,400円	5,200円
第6段階	本人が住民税課税		前年の合計所得金額(※3)が80万円未満の 方	68,640円	5,720円
第7段階			前年の合計所得金額が80万円以上120万円 未満の方	74,880円	6,240円
第8段階			前年の合計所得金額が120万円以上210万 円未満の方	81,120円	6,760円
第9段階			前年の合計所得金額が210万円以上320万 円未満の方	93,600円	7,800円
第10段階			前年の合計所得金額が320万円以上420万 円未満の方	106,080円	8,840円
第11段階			前年の合計所得金額が420万円以上520万 円未満の方	118,560円	9,880円
第12段階			前年の合計所得金額が520万円以上620万 円未満の方	131,040円	10,920円
第13段階			前年の合計所得金額が620万円以上720万 円未満の方	143,520円	11,960円
第14段階			前年の合計所得金額が720万円以上の方	149,760円	12,480円

- ※1 「住民税非課税」とは、住民税の所得割・均等割のいずれもかからないことです。
- ※2 「課税年金収入額」とは、国民年金、厚生年金、共済年金の老齢・退職年金など、住民税の課税対象となる年金収入額のことで、非課税となる遺族年金・障害年金・老齢福祉年金などは含まれません。
- ※3 「合計所得金額」とは、地方税法第 292 条第1項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「地方税法上の合計所得金額」という。)から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額です。
「地方税法上の合計所得金額」とは、総所得金額、特別控除前の分離(長期・短期)譲渡所得金額、株式等譲渡所得金額などについて、純損失、譲渡損失などの繰越控除を適用しないで計算した合計額をいいます(配当所得や株式等譲渡所得は、税が源泉徴収され確定申告不要の場合がありますが、確定申告をすることにより合計所得に含まれます)。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは、「地方税法上の合計所得金額」から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」及び「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額です。
- ※5 令和8年の老齢基礎年金の支給額変更に伴う介護保険法施行令の改正により、令和8年度の保険料算定区分の一部(第1、2、4、5段階)で基準所得金額の見直しを行っています。
(＜見直し前＞80.9万円→＜見直し後＞82.65万円)

※所得の低い高齢者の方(第1段階～第3段階)の介護保険料は、国の施策により、保険料の負担軽減が適用されます。